

勝浦町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 5,516	千円 3,689,461	千円 414,708	千円 559,341	% 15.2	% 15.4

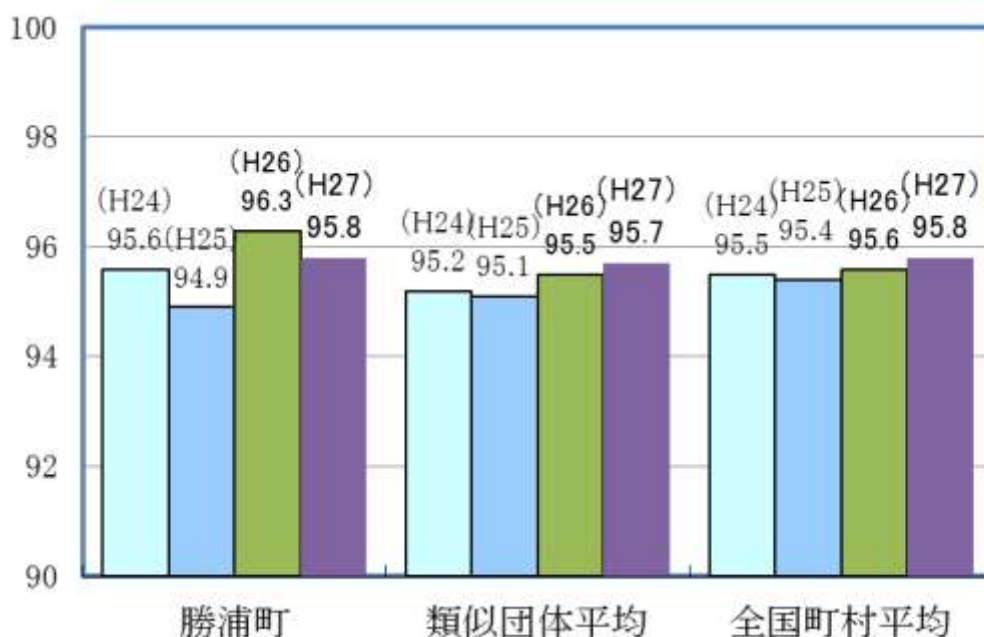
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 66	千円 211,009	千円 37,851	千円 82,793	千円 331,653

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,025	千円 5,650

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①1年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③とも該当無

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。若年層の初任給等については引き下げを行わず、高齢層については最大3.2%引き下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

財政の健全化に資するため、特別職の給料を次のとおり減額

平成26年4月1日～ 町長の給料を10%減額

副町長、教育長の給料を5%減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
勝浦町	41.3歳	307,600 円	362,763 円	335,102 円
徳島県	44.7歳	345,684 円	431,069 円	374,054 円
国	43.5歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	42.0歳	310,369 円	364,104 円	339,712 円

④ 技能労務職職

区分	公務員				民間			参考 A / B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
勝浦町	56.8歳	290,900円	379,300円	335,700円	—	—	—	—
うち調理員	53.5歳	284,300円	333,350円		調理士	47.8歳	213,400円	
徳島県	54.8歳	367,284円	401,568円	381,307円	—	—	—	—
国	50.2歳	289,141円	328,318円	— 円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	303,696円	328,696円	317,840円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
勝浦町	4,961,500円	—	—
うち調理員	4,658,400円	2,859,500円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23～25年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区	分	勝浦町	徳島県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,987（172,200）円
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418（140,100）円
技能労務職	高校卒	140,100円	141,900円	－円
	中学卒	－円	133,100円	－円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

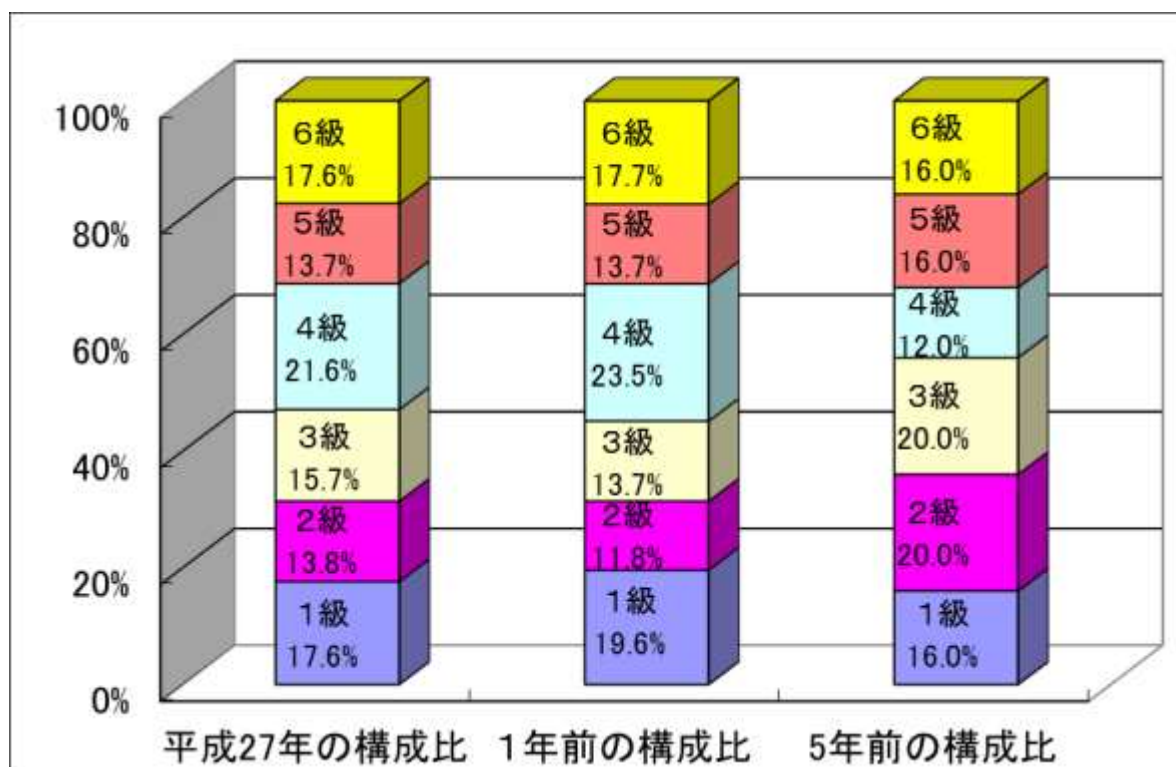
区	分	経験年数10年以上	経験年数20年以上	経験年数30年以上
一般行政職	大学卒	285,800円	365,000円	408,300円
	高校卒	－円	344,300円	－円
技能労務職	高校卒	－円	－円	306,300円
	中学卒	－円	－円	－円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、会計管理者の職務又は同程度の職務	9人	17.6%	317,000円	409,000円
5級	課長補佐の職務又は同程度の職務	7人	13.7%	286,200円	391,800円
4級	課長補佐、係長の職務又は同程度の職務	11人	21.6%	259,900円	379,800円
3級	係長、事務主任の職務又は同程度の職務	8人	15.7%	226,400円	348,800円
2級	主事の職務又は同程度の職務	7人	13.8%	190,200円	303,000円
1級	主事、主事補、書記の職務又は同程度の職務	9人	17.6%	140,100円	246,100円

- (注) 1 勝浦町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律昇給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

勝浦町	徳島県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,254 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,643 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～10% 管理職加算23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

一律支給

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

勝浦町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	募集認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	3～30%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算	
(退職時特別昇給	なし)			2～45%加算	
1人当たり平均支給額	一千円	23,169千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

一般行政職については支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	14,874	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （26年度決算）	225	千円
支給実績（25年度決算）	11,587	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	170	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （26年決算）	支給職員 1人当たり 平均支給額 （26年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 1人 6,500円 ・ 1人（配偶者なし） 11,000円 ・ 16～22歳の子の加算 5,000円 	同		千円 6,098	円 210,276
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円 	同		千円 2,490	円 276,667
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等使用で通勤距離（片道）2km以上 4,200円～18,600円 	異	使用距離区分及び支給額	千円 4,480	円 81,455
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理又は監督の地位にある職員に対し役職区分に応じた定額を支給 30,600円～49,500円 	異	職員区分及び支給額	千円 5,343	円 485,727
宿日直手当	4,500円	異	支給額	千円 4,374	円 78,107

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	659,700 円 (733,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 807,000円 / 363,200円
	副 市 町 村 長	556,700 円 (586,000 円)	670,100円 / 365,000円
報 酬	議 長	273,000円 (円)	364,000円 / 220,000円
	副 議 長	234,000円 (円)	285,000円 / 168,100円
	議 員	195,000円 (円)	263,000円 / 135,800円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 2.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 733,000×43.50/100×在職月数 15,305,040円 任期毎 586,000×25.75/100×在職月数 7,242,960円 任期毎	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

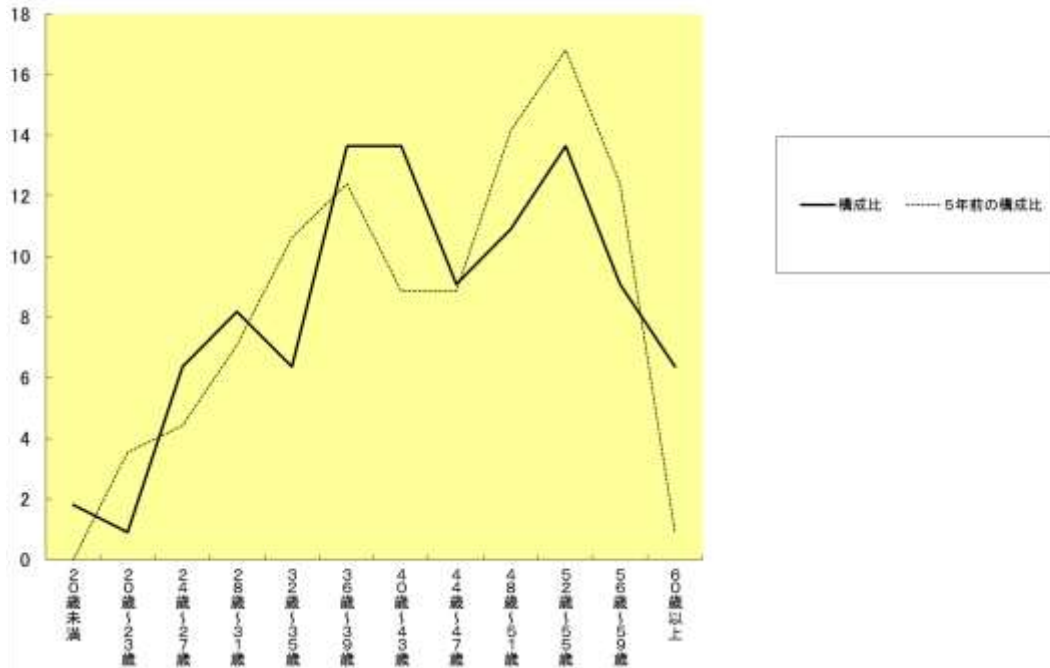
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	54	52	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.8人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数125.10人)
	教育部門	12	12		
	小 計	66	64	▲ 2	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院事業	45	45		
	その他				
	小計	45	46	1	
合 計		111	110	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 194.0人
		[155]	[155]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

0
 20歳未満
 20歳～23歳
 24歳～27歳
 28歳～31歳
 32歳～35歳
 36歳～39歳
 40歳～43歳
 44歳～47歳
 48歳～51歳
 52歳～55歳
 56歳～59歳
 60歳以上



	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	1人	7人	9人	7人	15人	15人	10人	12人	15人	10人	7人	110人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	55	56	56	54	52	▲4(7.1%)
教育	13	14	13	13	12	12	0(0%)
普通会計	69	69	69	69	66	64	▲4(5.7%)
公営企業等会計	45	47	47	47	45	46	▲1(2.2%)
総合計	114	116	116	116	111	110	▲5(4.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 644,937	千円 4,029	千円 276,139	% 33.0	% 33.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 45	千円 157,131	千円 46,488	千円 61,950	千円 265,569	千円 5,901	千円 6,789

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
勝浦町(医師)	61.3歳	519,400円	1,119,366円
勝浦町(看護師)	44.1歳	306,166円	356,441円
団体平均(医師)	49.9歳	818,087円	1,473,530円
団体平均(看護師)	43.1歳	310,571円	353,942円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

勝浦町(病院会計)	勝浦町(普通会計)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,408 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,254 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

勝浦町（病院事業会計）			勝浦町（普通会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	3～30%加算		その他の加算措置	3～30%加算	
（退職時特別昇給	なし		（退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	23,169千円	

（注）病院事業会計の退職手当の1人当たり平均支給額は、23～25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（年度決算）			7,725千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			275,893円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			60.9%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医師危険手当	医師		1,080千円	月額30,000円
医師研修手当	医師		1,080千円	月額30,000円
主任看護師手当	主任看護師		96千円	月額8,000円
検査技師危険手当	検査技師		120千円	月額5,000円
診療放射線技師危険手当	診療放射線技師		120千円	月額10,000円
看護師危険手当	看護師		678千円	月額3,000円
夜間看護手当	看護師	夜勤業務	2,692千円	1回4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	6,197千円
職員1人当たり平均支給額（26年度決算）	151千円
支給実績（25年度決算）	4,946千円
職員1人当たり平均支給額（25年度決算）	108千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 1人 6,500円 ・ 1人（配偶者なし） 11,000円 ・ 16～22歳の子の加算 5,000円 	同		千円 3,700	円 194,710
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・ 家賃23,000円超え55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円 	同		千円 1,269	円 317,250
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等使用で通勤距離 (片道) 2km以上 4,200円～18,600円 	同		千円 3,366	円 90,975
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理又は監督の地位にある職員に対し役職区分に応じ定額を支給 38,800円～85,000円 	異	支給額	千円 2,146	円 536,500
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午後10時から翌日午前5時までの勤務に支給 1時間につき、 当該職員の時間単価×25/100 	異	制度なし	千円 2,187	円 104,152
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1回 20,000円 ・ 医師以外 1回 7,300円 	異	支給額	千円 9,572	円 212,711